

【考え方】

- ・国民の税金を原資とした研究活動に関して、研究不正はあってはならないもの。
 - ・また、研究不正は、公金の浪費にとどまらず、国民の科学への信頼を大きく揺るがし、我が国の科学技術・学術の振興全体に悪影響を及ぼす大きな問題。
 - ・これまでも、一定の対応を図ってきたところであるが、研究における不正行為、研究費の不正使用に係る事案が後を絶たないところ。
- ⇒このため、研究不正の防止に向けて、副大臣を座長とした「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの不正事案に対する対応の総括を行うとともに、今後講じるべき具体的な対応策について検討。また、平成26年度概算要求に、研究倫理教育プログラムの開発や普及促進等に係る経費・体制強化を盛り込む。その際、日本学術会議とも連携しながら取組を推進。

【要求の内容】

1. 研究不正の防止に向けた取組

- 研究倫理教育プログラムの開発の支援 56百万円(56百万円) ※大学間連携共同教育推進事業の一部に計上
→研究者としての行動規範を身につけるためのe-learningによる研究倫理教育プログラムの開発、教材作りを行う。
 - ・「大学間連携共同教育推進事業」により、信州大学ほか5大学が共同して実施している「CITI Japan Project」を支援。
CITI Japan Project: 米国をはじめ国際的に普及しているプログラム(CITI)をベースにし、国際標準に合い、かつ、日本の実情に合ったプログラムを開発。
- 研究倫理に関する調査研究 5百万円(新規)
事案の収集・分析や、事前防止の仕組みを含めた外国の事例や先進的取組の調査など、研究倫理に関する調査研究を実施。
(上記以外に、若手研究者の育成・確保を図る「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」事業の中で、大学等研究機関への研究倫理担当者の配置やコンソーシアム内での合同研修を行い、研究機関における研究倫理教育プログラムの普及を支援予定。)

2. 研究不正の防止に向けた体制の強化

- 1.の研究倫理教育プログラムの普及促進をはじめ研究活動の不正の防止に向けた取組実施にあたる体制の強化
- 研究機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた取組実施にあたる体制の強化
 - ・「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査」について新たに以下を実施
 - 過去に研究費不正のあった研究機関における取組状況に関する継続的なフォローアップ調査
 - 研究費不正の防止のための効果的な事例収集の観点から、過去に不正のない研究機関への調査
 - ・研究機関における更なるガイドラインの遵守・徹底等に向けた検討、一層のチェック体制の強化 など